

令和2年度第2次補正予算 ～農林水産関係の概要～

今般の新型コロナウイルスの感染拡大により、畜産・花き生産者を始め、全国の農林水産業・食品産業に影響が広がっております。

令和2年度第2次補正予算が6月12日に成立しました。農林水産関係では、第1次補正予算を補完し、自粛の長期化による環境変化等に対応するため、経営継続補助金200億円の創設を始め、総額658億円を措置しました。また、併せて、現場の実情を踏まえ、第1次補正予算等の運用改善も同時に実施しております。

以下が第2次補正予算の概要ですが、生産者の方に関心の高いと考えられる「経営継続補助金」と「高収益作物次期作支援交付金」は、裏面で詳しくご紹介しています。

【総額：658億円】

1 農林漁業の経営継続のための措置（新規事項）

- ① 経営継続補助金
- ② 肉用子牛生産の奨励金

2 農林漁業者等の資金繰り対策の強化（1次補正の積増し）

- ① 経営維持・再建のための資金繰り対策の強化

3 1次補正等の運用改善等

- ① 高収益作物次期作支援交付金
- ② 酒造好適米の保管・供給支援
- ③ 原木保管等事業
- ④ 林業の雇用維持のための保育間伐《2年度当初：林業・木材産業成長産業化促進対策》
- ⑤ フードバンクへの未利用食品の提供《元年度予備費：未利用食品活用促進事業》
- ⑥ 特定水産物供給平準化事業
- ⑦ 休漁中の漁業者対策《基金：新資源管理導入円滑化等推進事業》



※詳しくは、農林水産省ホームページのこちらのアドレスから
ご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/support.html

経営継続補助金

※詳しくは、こちらのアドレスからご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/keizoku.html>

○対象者

農林漁業者（個人及び法人）※常時従業員数は20人以下のもの

○対象となる取組・補助率

- （1）農協、森林組合、漁協等の「支援機関」による計画作成・申請から実施までの伴走支援を受けた、①～③のいずれかを含む経営の継続に向けた取組を支援。

【補助率3/4（補助上限額は100万円）】

- ① 国内外の販路の回復・開拓
- ② 事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換
- ③ 円滑な合意形成の促進等

※補助対象経費の1/6以上を業種別ガイドライン等に則した「接触機会を減らす生産・販売への転換」又は「感染時の業務継続体制の構築」に充てる必要。

- （2）事業活動別本格化のための業種別ガイドライン等に則した感染防止対策

【補助率定額（(1)の補助額が上限。ただし50万円まで）】

○留意点

本事業は、給付金ではありません。一定の行為に対して補助するものであるため、自己負担が発生します。例えば、(1)につき100万円、(2)につき50万円、合わせて最大150万円の補助を受ける場合の自己負担は約33万円となります。

（共同申請では、最大1,500万円の補助を受ける場合の自己負担は約330万円）

高収益作物次期作支援交付金

※詳しくは、こちらのアドレスからご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/jikisaku.html>

1. 次期作に前向きに取り組む生産者への支援

- 次期作に前向きに取り組む野菜・花き・果樹・茶等、高収益作物の生産者に対し、種苗等の資材購入や機械レンタル等を支援します。

【定額支援：10a当たり5万円 ※1】

また、高集約型経営である施設園芸については、交付単価を新たに設定します。

施設花き等：10a当たり80万円

施設果樹：10a当たり25万円

- 新たな品種や新技術の導入等の取組を支援します。

【定額支援：10a当たり2万円×取組数】※2

2. 厳選出荷に取り組む生産者への支援

- 花きや茶等の高品質なものを厳選して出荷する取組を支援します。

【定額支援：1人・1日当たり2,200円】

※1、※2は、中山間地域等では支援単価を1割加算

※ 政府の用意するセーフティネットへの加入を検討する生産者を支援

編集：関東農政局 埼玉県拠点

〒330-9722 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館

TEL 048-740-5835 FAX 048-601-0510

＜関東農政局HP＞ <http://www.maff.go.jp/kanto/>